指定給水装置工事事業者確認票

氏名又は名称

⑴　指定給水装置工事事業者研修会等の受講実績（過去５年以内）

|  |  |
| --- | --- |
| 受講年月日（※受講を証明する書類（受講証明書等）の写しを添付してください。） | 公表：　　可　　・　　不可 |
| 年　　　月　　　日　　　・　　未受講 | |

⑵　指定給水装置工事事業者の業務内容

|  |  |
| --- | --- |
| ①休業日、営業時間（修繕対応時間もご記入ください。） | 公表：　　可　　・　　不可 |
| ・休業日　：  ・営業日・営業時間　：  ・修繕対応時間　： | |
| ②漏水等修繕対応の可否 | 公表：　　可　　・　　不可 |
| ※対応可能なものに○を付してください。詳細な内容を記入することも可能です。  ・屋内給水装置の修繕　　　　　　　　・埋設部の修繕  ・その他 | |
| ③対応工事種別（新設、改造等） | 公表：　　可　　・　　不可 |
| ※該当するものに○を付してください。  ・配水管からの分岐　～　水道メーター（　新設　・　改造　・　行わない　）  ・水道メーター　　　～　宅内給水装置（　新設　・　改造　・　行わない　） | |
| ④その他（自由記載欄） | 公表：　　可　　・　　不可 |
|  | |

※公表には、ホームページ等への掲載を含みます。

※業務内容に変更が生じた場合には、速やかにその旨を届け出てください。

⑶　給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去５年以内）

〇水道法施行規則第36条第１項第４号より抜粋

給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 受講者名  (公表対象外) | 研修会名 | 実施団体 | 受講年月日 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 上記内容の公表の可否(氏名以外)：　　　可　　・　　不可 | | | |

※外部研修については受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

※自社内研修については、研修内容を記載してください。

※受講者名は公表の対象ではありません。

※行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

※公表にはホームページ等への掲載を含みます。

⑷　過去１年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

〇水道法施行規則第36条第１項第２号より抜粋

配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常が生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

※過去1年以内に工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| □　「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要  　　（チェックした場合は以下の記入不要） | | | | |
| 技能を有する者の氏名 (公表対象外) | 配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合のいずれの経験も有しているか（○×を記入） | 資格等を有しているか  （○×を記入） | | 工事  年度 |
|  | 保有している資格等※ |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 上記内容の公表の可否(氏名以外)：　　　可　　・　　不可 | | | | |

※以下に示す保有資格等（下線部）を記載してください。

　①　水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工

　　（配管技能者、その他類似の名称のものを含む）

　②　職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に規定する配管技能士

　③　職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者

　④　公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者（配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定）

※資格を証明する書類（資格証等）の写しを添付してください。

※技能を有する者の氏名は、公表の対象ではありません。

※行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

※公表にはホームページ等への掲載を含みます。